特殊詐欺の海外拠点を把握するための取組の推進について（通達乙）

（令和５年12月12日、組対発第408号）

【概要】

近年、海外に架け場等（海外拠点）を置いた犯行の認知・検挙が大きく増加しており、今後も更なる増加が懸念されることから、各警察署に対して被疑者等が海外拠点において特殊詐欺の犯行に加担していた旨の内容等、海外拠点に関連する情報の一層の収集を図るとともに、迅速な報告を徹底するように指示したものです。